

新型コロナウイルス感染症のみなし入院による入院給付金の取扱い（支払対象等）について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、ならびに感染拡大により影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社（社長：櫻井 健司、以下「当社」）では、新型コロナウイルス感染症に罹患され、実際に医療機関等にご入院された場合に加え、医療機関が満床であるなどの理由により、医師・保健所等の指示にもとづき、自宅もしくは臨時施設等にて、入院と同等の治療・療養を受けた場合（以下「みなし入院」）については、その期間に関する医師または医療機関の証明書類などの提出をもって、入院給付金等の支払対象としております。

「みなし入院」については、新型コロナウイルス感染症に対する医療体制が十分整っていない状況等を踏まえ、保険会社の社会的使命等に照らし、保険約款の「入院」の定義には該当しないものの、保険約款を柔軟に解釈した特別取扱いとしての位置付けになります。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に関して、すべての医師がすべての患者の発生について保健所に届出を行うこととする「全数把握」の取扱いを見直し、2022年9月26日から全国一律で発生届の対象を『重症化リスクの高い方々』に限定するとの方針が示されました。

この方針を受けて、当社におきましても、2022年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症の「みなし入院」による入院給付金等の支払対象を以下のとおりといたします。

現在 ※陽性判明日（診断日）が2022年9月25日以前	変更後(*1) ※陽性判明日（診断日）が2022年9月26日以降
(年齢や重症化リスク等の条件なし)	発生届の対象となる、以下に該当する方々 ① <u>65歳以上の方(*2)</u> ② <u>入院を要する方</u> ③ <u>妊娠されている方</u> ④ <u>重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与または酸素投与が必要と医師が判断した方</u>

(*1) 今回の取扱変更は、契約日にかかわらず、すべての契約に対して適用されます。

(*2) 陽性判明日（診断日）時点での満年齢となります。

● 「みなし入院」のご請求にあたって必要となる書類について

陽性判明日（診断日）が2022年9月26日以降となったお客さまにおかれましては、給付金請求時に必要となる書類として、以下の2点が必要となります。

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患していることが分かる書類

「氏名」「診断年月日」の記載がある、以下のいずれか1点をご準備ください。

- My HER-SYSによる証明画面
- 自治体発行の療養証明書の写し
- 自治体が設置している「健康フォローアップセンター(*3)」の受付結果

2. 『重症化リスクの高い方』であることが分かる書類

	重症化リスクの分類	ご提出いただく書類
①	65歳以上の方	(特にご提出いただく書類はありません)
②	入院を要する方	・医師・医療機関にて入院加療が必要であることを証明する書類 ・医療機関で発行される退院証明書
③	妊娠されている方	・母子手帳の写し(*4) ・医師・医療機関にて妊娠していることを証明する書類
④	重症化リスクがあり、かつ新型コロナウイルス治療薬の投与(*5)または酸素投与が必要と医師が判断した方	・医療機関で発行される診療報酬明細・処方箋 ・医師・医療機関にて左記重症化リスクがあることを証明する書類

(*3) 自治体により名称が異なるため、お住まいの自治体での名称をご確認ください。

(*4) 「被保険者名の記入された母子手帳の表紙」および「直近までの妊娠中の経過のページ」の写しをご提出ください。

(*5) 厚生労働省が定める新型コロナウイルス治療薬である場合に限りです。

(注) 2022年9月12日時点での取扱いです。今後法令の改正など、新型コロナに関する社会的情勢を踏まえ、入院給付金等のご請求について、お取扱いを変更する可能性があります。

本件に関し、ご不明な点などございましたら、以下の【お問い合わせ先】までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

フコクしんらい生命 お客様サービス室
電話番号：0120-700-651（通話料無料）
受付時間：9:00～18:00
(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

以上